

議案第10号

おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例について

おいらせ町ハートピア基金条例（平成18年おいらせ町条例第67号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月4日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

ハートピア助成金制度の見直しに伴い、基金名称を改正するほか、当該基金及び市町村振興宝くじに係る青森県市町村振興協会交付金の適正な運用を図るため、提案するものである。

おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例

おいらせ町ハートピア基金条例（平成18年おいらせ町条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「ハートピア」を「まちづくり活動支援事業」に改める。

第2条中「積み立てる財源は、新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）及び市町村振興宝くじ（サマージャンボ）に係る交付金を充てるものとし、」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。